

税の申告には電子や郵送をご利用ください

問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

市では、所得税の確定申告と市・県民税の臨時申告受付会場を設けていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電子や郵送による申告にご協力ください。

所得税の確定申告

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。令和3年分から、マイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります。詳細は国税庁HPをご覧ください

市・県民税の申告

郵送での提出をお願いします。前年の状況から、申告が必要と思われる方へ1月下旬に申告書を送付します。届かない場合は、市HPからダウンロードしてください。なお、申告書には日中に連絡がつく電話番号を記載してください

会場での申告受付

番号札配付／9時～12時、13時～15時



- 入場時の検温や手指消毒、館内でのマスクの着用、なるべく1人での来場等、感染症対策にご協力ください
- 給与、公的年金、配当（分離を除く）、雑・一時所得など総合課税の簡易な申告の受付となります。e-Taxの利用はできません。記帳相談は受けず、申告書をすべて作成済みの場合のみ、受付でお預かりし、上尾税務署へ回送します

種類	とき	ところ	対象地区（他の地区でも可）
還付申告	2月14日(月) 15日(火)	クリアこうのす	地区割なし
確定申告	16日(水)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	17日(木)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	18日(金)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稻荷町、赤見台
	21日(月)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、市・県民税の申告	22日(火)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
	24日(木)		屈巢、関新田、新井、境、上会下
	25日(金)	吹上生涯学習センター	南、榎戸
	28日(月)		筑波、吹上本町、大芦
	3月1日(火)		吹上、吹上富士見
	2日(水)		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
	3日(木)		鎌塚、袋、前砂
	4日(金)		下忍、明用、三町免、小谷
市・県民税の申告	8日(火)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	9日(水)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
	10日(木)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	11日(金)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	14日(月)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	15日(火)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川



上尾税務署からのお知らせ

〒362-8504上尾市大字西門前577
☎048-770-1800

所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告会場を開設

2月1日(火)～3月15日(火)

相談受付＝8時30分～16時 土・日・祝日等を除く

ただし、2月20日・2月27日(日)は開場 ※入場整理券の配付が終わり次第、相談受付も終了します

入場には「入場整理券」が必要です。国税庁公式LINEアカウントから事前発行又は当日配付します



ご利用ください！確定申告書等作成コーナー

確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードや対応する端末があれば、自宅にいながら申告書を提出できます。詳しくは国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」や「動画で見る確定申告」をご覧ください。

作成コーナーの操作に困ったら…

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901



▲確定申告書等
作成コーナー



▲動画で見る確
定申告

確定申告、市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

申告会場では、それぞれ申告者本人の確認書類1点が必要です。

番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード 等
身元確認書類	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○年金手帳 ○健康保険証 ○在留カード ○障害者手帳 等

公的年金等の 源泉徴収票が送付されます

昨年中に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構より順次送付されます。

還付申告等をする場合は、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

紛失した場合は、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165・050で始まる電話からは☎03-6700-1165）や年金事務所で再交付申請ができます（発送まで2週間程度かかることがあります）。

なお、遺族年金・障害年金は非課税のため届きません。

問い合わせ／大宮年金事務所（☎048-652-3399）

要介護認定者の控除について

次の証明書又は認定書の提示が必要となります。事前に交付を受けてください。

おむつ代の医療費控除

対象／要介護認定者で、認定時の主治医から常時おむつが必要と診断された方

必要な証明書／初回＝医師が発行したもの、2回目以降＝市が発行したもの

障害者控除

対象／65歳以上の要介護認定者

区分／要介護1・2＝障害者控除

要介護3～5＝特別障害者控除

問い合わせ／福祉課高齢者福祉担当（内線2674）

吹上支所福祉グループ（☎548-1213）

川里支所福祉グループ（☎569-1111）

